

## 安芸太田町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

**第1条** 安芸太田町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するためまた、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。)の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(協議事項)

**第2条** 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 形成計画の策定及び変更の協議に関する事
- (4) 形成計画の実施に係る連絡調整に関する事
- (5) 形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

**第3条** 交通会議の委員は、20名以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 学識経験者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者
- (5) 広島県地域力創造課長
- (6) 広島県西部建設事務所安芸太田支所管理用地課長
- (7) 山県警察署地域交通課長
- (8) その他町長が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

**第5条** 交通会議に会長、副会長を置き、会長は、町長をもって充てる。副会長は、委員のうちから会長が指名する。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

**第6条** 交通会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議決の方法は、委員による全会一致を原則とする。
- 4 前項により難しい場合は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 交通会議は、原則として公開とする。

(協議結果の尊重義務)

**第7条** 交通会議において協議が調った事項については交通会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(部会)

**第8条** 交通会議に、専門的に調査研究させるため、部会を設けるものとする。

- 2 部会は、委員の属する団体の担当者及び団体に属さない個人の委員を持って構成する。
- 3 部会の議事運営に関し、必要な事項は会長が定める。

(報酬)

**第9条** 委員の報酬及び費用弁償は、安芸太田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年条例第39号)の定めるところによる。

(事務局)

**第10条** 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、企画課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、企画課の職員をもって充てる。
- 4 事務局の事務に関する必要な事項は、取扱要領(内規)で定める。

(財務に関する事項)

**第11条** 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関する必要な事項は、取扱要領(内規)で定める。

(監査)

**第12条** 交通会議に監査委員を1名置く。

- 2 交通会議の出納監査は、会計課の職員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(交通会議が解散した場合の措置)

**第13条** 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

**附 則**

この告示は、平成19年11月26日から施行する。

**附 則**(平成21年3月31日告示第34号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**(平成22年8月19日告示第59号)

この告示は、平成22年8月19日から施行する。

**附 則**(平成23年6月21日告示第36号)

この告示は、平成23年6月21日から施行する。

**附 則**(平成24年4月4日告示第15号)

この告示は、公示の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

**附 則**(平成25年3月26日告示第14号)

この告示は、平成25年3月26日から施行する。

**附 則**(平成26年4月1日告示第26号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**(平成26年11月12日告示第67号)

この告示は、平成26年11月20日から施行する。

**附 則**(平成28年3月31日告示第30号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

安芸太田町地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する告示



安芸太田町地域公共交通会議設置要綱（平成19年告示第91号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（分科会）</u> <b>第8条</b> 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。 <u>2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</u></p>	<p><u>（部会）</u> <b>第8条</b> 交通会議に、専門的に調査研究させるため、部会を設けるものとする。 <u>2 部会は、委員の属する団体の担当者及び団体に属さない個人の委員を持って構成する。</u> <u>3 部会の議事運営に関し、必要な事項は会長が定める。</u></p>

## 安芸太田町地域公共交通会議分科会運営規程（案）

### （趣旨）

第 1 条 この規程は、安芸太田町地域公共交通会議設置要綱第 8 条の規定に基づき、安芸太田町地域公共交通会議分科会（以下「分科会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事務）

第 2 条 分科会は、安芸太田町地域公共交通会議で協議される事項について専門的な調査、検討を行い、その結果を安芸太田町地域公共交通会議会長へ報告する。

### （組織）

第 3 条 分科会は分科会長と委員で組織する。

- 1 分科会の会長は安芸太田町長とする。
- 2 委員は次に掲げるものとする。

- （ 1 ） 安芸太田町地域公共交通会議委員の中から安芸太田町地域公共交通会議会長が指名する者。
- （ 2 ） 安芸太田町地域公共交通会議会長が、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### （任期）

第 4 条 委員の任期は 1 年以内とする。

### （会議）

第 5 条 分科会は安芸太田町地域公共交通会議会長が招集する。

- 2 分科会は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

### （庶務）

第 6 条 分科会の会議の庶務は、安芸太田町地域公共交通会議事務局が行う。

### 附 則

この告示は、令和 6 年 月 日から施行する。

## (仮称) 運賃協議分科会の設置について

### 1 目的

道路運送法の改正により、協議運賃についての協議は同法第9条第4項に規定する協議会で実施することとなりました。

つきましては、安芸太田町地域公共交通会議設置要綱第8条に基づく分科会を設置し、乗合旅客運送の運賃等について協議を行います。

### 2 分科会の委員

- (1) 当該運賃を定めようとする旅客自動車運送事業者
- (2) 関係住民代表
- (3) 広島運輸支局長又はその指名する者
- (4) 安芸太田町長又はその指名する者

#### \* 道路運送法 [抜粋]

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

#### 第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域(以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

#### \* 安芸太田町地域公共交通会議設置要綱 [抜粋]

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者) 運行  
の運賃協議に関する分科会委員名簿

(任期 令和6年2月14日~令和7年2月13日まで)

	所属等		役職	氏名
1	乗合事業者	当該運賃等を定めようとする 旅客自動車運送事業者	代表取締役	代表者
2	住民代表	安芸太田町議会	議員	佐々木 美知夫
3	住民代表	安芸太田町社会福祉協議会	副会長	栗栖 俊三
4	住民代表	安芸太田町シニアクラブ連合会	会長	佐々木 幸男
5	国	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸 企画専門官	中井 孝司
6	町	安芸太田町役場	町 長	橋本 博明

## 安野タクシー運行の運賃協議に関する分科会 委員名簿

(任期 令和6年2月14日～令和7年2月13日まで)

	所属等		役職	氏名
1	乗合事業者	安野タクシー	代表取締役	小田 康雄
2	住民代表	安芸太田町議会	議員	佐々木 美知夫
3	住民代表	安芸太田町社会福祉協議会	副会長	栗栖 俊三
4	住民代表	安芸太田町シニアクラブ連合会	会長	佐々木 幸男
5	国	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸 企画専門官	中井 孝司
6	町	安芸太田町役場	町 長	橋本 博明

## 加計交通運行の運賃協議に関する分科会 委員名簿

(任期 令和6年2月14日～令和7年2月13日まで)

	所属等		役職	氏名
1	乗合事業者	加計交通	代表取締役	上手 伸也
2	住民代表	安芸太田町議会	議員	佐々木 美知夫
3	住民代表	安芸太田町社会福祉協議会	副会長	栗栖 俊三
4	住民代表	安芸太田町シニアクラブ連合会	会長	佐々木 幸男
5	国	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸 企画専門官	中井 孝司
6	町	安芸太田町	町 長	橋本 博明



## 三段峡交通運行の運賃協議に関する分科会 委員名簿

(任期 令和6年2月14日～令和7年2月13日まで)

	所属等		役職	氏名
1	乗合事業者	三段峡交通	代表取締役	栗原 重幸
2	住民代表	安芸太田町議会	議員	佐々木 美知夫
3	住民代表	安芸太田町社会福祉協議会	副会長	栗栖 俊三
4	住民代表	安芸太田町シニアクラブ連合会	会長	佐々木 幸男
5	国	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸 企画専門官	中井 孝司
6	町	安芸太田町役場	町 長	橋本 博明

## 豊平交通運行の運賃協議に関する分科会 委員名簿

(任期 令和6年2月14日～令和7年2月13日まで)

	所属等		役職	氏名
1	乗合事業者	豊平交通	代表取締役	上原田 信司
2	住民代表	安芸太田町議会	議員	佐々木 美知夫
3	住民代表	安芸太田町社会福祉協議会	副会長	栗栖 俊三
4	住民代表	安芸太田町シニアクラブ連合会	会長	佐々木 幸男
5	国	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸 企画専門官	中井 孝司
6	町	安芸太田町	町 長	橋本 博明